

令和8年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 9 号	市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて	市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例	1
議案第 1 0 号	宇治市行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市行政手続条例	2
議案第 1 1 号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	5
議案第 1 2 号	宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員等公務災害補償条例	6

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第13号	宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市火災予防条例	8
議案第14号	宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市道路占用料条例	13
議案第15号	宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水路使用料条例	14
議案第16号	宇治市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市都市公園条例	15

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第17号	宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	16
議案第20号	宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部分を改正するについて	宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	21
議案第21号	宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市介護保険条例	25
議案第22号	宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市後期高齢者医療に関する条例	32

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第23号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	33
議案第24号	宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立学校施設使用条例	57

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 (略) 第4条 前条第1項の規定により督促状を發したときは、督促手数料として1通につき<u>70円</u>を徴収する。 第5条 (略)	第1条～第3条 (略) 第4条 前条第1項の規定により督促状を發したときは、督促手数料として1通につき<u>100円</u>を徴収する。 第5条 (略)

宇治市行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第14条 (略) (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合にあっては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (新設)	第1条～第14条 (略) (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合にあっては、第1項の規定による通知を、公示の方法 _____ _____ _____ によつて行うことができる。 _____ _____ 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができている状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をす

宇治市行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) 第17条～第21条 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u> 日の翌日)」と読み替えるものとする。 第23条～第28条 (略)	<u>ることができる状態に置く措置をとること</u>によつて行うものとする。 この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) 第17条～第21条 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「<u>_____とき</u>」とあるのは「<u>_____とき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 第23条～第28条 (略)

宇治市行政手続条例新旧対照表

現行	改正案
(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号」及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。 第30条～第38条 (略)	(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「<u>第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。 第30条～第38条 (略)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第11条～第11条 (略) (督促手数料) 第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通につき 70円 の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない 理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 第12条の2～第145条 (略)	第1条～第11条 (略) (督促手数料) 第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通につき 100円 の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない 理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 第12条の2～第145条 (略)

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 (略) (補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につ	第1条～第4条 (略) (補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につ
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につ	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につ

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案																																						
き100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) (2)～(6) (略) 4 (略) 第6条～第29条 (略) 別表(第5条関係) 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,900円</td><td>13,700円</td><td>14,500円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,300円</td><td>12,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,700円</td><td>10,500円</td><td>11,300円</td></tr></table> 備考 (略)	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	き433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (削る。) (1)～(5) (略) 4 (略) 第6条～第29条 (略) 別表(第5条関係) 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>13,340円</td><td>14,170円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,670円</td><td>12,500円</td><td>13,340円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>10,000円</td><td>10,840円</td><td>11,670円</td></tr></table> 備考 (略)	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																				
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																				
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円																																				
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円																																				
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円																																				

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節～第3節 (略) 第4節 火災に関する警報 <u> </u> の発令 中における火の使用の制限(<u> </u> 第29条) 第3章の2～第7章 (略) 附則 第1条～第7条 (略) (新設)	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節～第3節 (略) 第4節 火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報の発令 中における火の使用の制限(第28条の2・第29条) 第3章の2～第7章 (略) 附則 第1条～第7条 (略) (簡易サウナ設備) 第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設ける テント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又は バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものを いう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のもので あり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位 置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物 等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備 等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離 以上の距離を保つこと。

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
(サウナ設備) 第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)<u>の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</u> (1) (略) (2) サウナ設備<u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができ</u>る手動及び自動の装置を設けること。 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備<u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)</u>の規定を準用する。 第8条～第28条 (略) 第4節 火災に関する警報 <u>の発令中</u>	(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができ<u>る手動及び自動の装置を設けること。ただし、ま</u> <u>きを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が</u> <u>発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置したときは、こ</u> <u>の限りでない。</u> 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。 (一般サウナ設備) 第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。 (1) (略) (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができ<u>る手動及び自動の装置を設けること。</u> 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)<u>の規定を準用する。</u> 第8条～第28条 (略) 第4節 火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報の発令中

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
における火の使用の制限 (新設) (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報 が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。 第29条の2～第29条の6 (略) (住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次の各号に掲げる施策の実施に努めるものとする。	における火の使用の制限 (火災に関する注意報の発令等) 第28条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当する場合には、火災に関する注意報を発することができ。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略) (削る。) 第29条の2～第29条の6 (略) (住宅における火災の予防の推進) 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次の各号に掲げる施策の実施に努めるものとする。

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の<u>物</u> 品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (略) 2 (略) 第30条～第42条の2 (略) (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合に於ては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づき業務を行わせなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) (略) 2 (略)	(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の<u>物</u> 品、機械器具及び設備の普及の促進 (2) (略) 2 (略) 第30条～第42条の2 (略) (屋外催しに係る防火管理) 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合に於ては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づき業務を行わせなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) (略) 2 (略)

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
第43条 (略) (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)～(6) (略) (新設) (7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。) (7)の2～(15) (略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為 _____ (2)～(6) (略) (新設) 第45条の2～第50条 (略)	第43条 (略) (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長又は消防署に届け出なければならない。 (1)～(6) (略) (6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。) (7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。) (7)の2～(15) (略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為(たき火を含む。) (2)～(6) (略) 2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。 第45条の2～第50条 (略)

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第6条 (略) (督促手数料及び延滞金の徴収) 第7条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、次の各号に掲げるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。 (1) 督促手数料は、督促状1通につき<u>70円</u>とする。 (2) (略) 第8条 (略)	第1条～第6条 (略) (督促手数料及び延滞金の徴収) 第7条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、次の各号に掲げるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。 (1) 督促手数料は、督促状1通につき<u>100円</u>とする。 (2) (略) 第8条 (略)

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第7条 (略) (督促手数料及び延滞金の徴収) 第8条 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、次の各号に掲げるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。 (1) 督促手数料は、督促状1通につき70円とする。 (2) (略) 第9条 (略)	第1条～第7条 (略) (督促手数料及び延滞金の徴収) 第8条 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、次の各号に掲げるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。 (1) 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。 (2) (略) 第9条 (略)

宇治市都市公園条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第11条 (略) (督促手数料及び延滞金) 第12条 (略) 2 前項の規定による督促をしたときは、督促手数料として督促状1通につき<u>70円</u>を徴収する。 3 (略) 第13条～第19条 (略)	第1条～第11条 (略) (督促手数料及び延滞金) 第12条 (略) 2 前項の規定による督促をしたときは、督促手数料として督促状1通につき<u>100円</u>を徴収する。 3 (略) 第13条～第19条 (略)

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「家庭用」とは、一般家庭が生活の用に水道を使用するものをいう。 (3) 「官公署、学校、保育所、団体用」とは、<u>官公署、学校、保育所又は公的団体及びこれに準じるものが、その事務事業の用に水道を使用するものをいう。</u> (4) 「工場、事業所用」とは、<u>工場、事業所又は事務所がその事務事業の用に水道を使用するものをいう。</u> (5) 「営業用」とは、<u>旅館、料理飲食店等が営業用に水道を使用するもの又は病院、診療所等がその業務の用に水道を使用するものをいう。</u> (6)～(8) (略) 第4条～第24条 (略) (料金) 第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分 により算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その	第1条・第2条 (略) (定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 「一般用」とは、<u>浴場営業用及び臨時工事に用いる水道を使用するものをいう。</u> (削る。) (削る。) (削る。) (3)～(5) (略) 第4条～第24条 (略) (料金) 第25条 料金の額は、次の各号の表に定めるところにより算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行										改正案									
端数を切り捨てた額)とする。										端数を切り捨てた額)とする。									
(1) 水道使用料										(1) 一般用									
使用 料 用途	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)				料金 メ ーター の口径	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)									
	水量	使用料	1段	2段	3段	4段		水量	使用料	1段	2段	3段	4段	5段	6段				
家庭用	8立方メ ートル	1,030円	9立方メ ートルか ら20立方 メートル まで	21立方メ ートルか ら40立方 メートル まで	41立方メ ートルか ら60立方 メートル まで	61立方メ ートル以 上	227円	8立方メ ートル	1,470円	9立方 メー	21立 方メ	41立 方メ	61立 方メ	101立 方メ	1,001 立方 メー				
								ートル		トル	トル	トル	トル	トル	トル				
								20ミリメー	1,480円	トル	トル	トル	トル	トル	トル				
								ートル		から2 トル	トル	トル	トル	トル	トル				
営業用	8立方メ ートル	1,030円	9立方メ ートルか ら20立方 メートル まで	21立方メ ートルか ら40立方 メートル まで	41立方メ ートルか ら500立 方メー トル 以上	501立方 メー トル	280円	8立方メ ートル	2,250円	0立方 メー	40立 方メ	60立 方メ	100立 方メ	1,000 立 方メ	417円				
								ートル		メー	立 方メ	立 方メ	立 方メ	立 方メ	立 方メ				
								40ミリメー	5,520円	トル	メー	メー	メー	メー	メー				
								ートル		まで	トル	トル	トル	トル	トル				
官公 署・学 校・保育 所・団体	10立方メ ートル	2,730円	11立方メ ートルか ら20立方 メートル まで	21立方メ ートルか ら40立方 メートル まで	41立方メ ートルか ら500立 方メー トル 以上	501立方 メー トル	280円	8立方メ ートル	9,180円	203円	247円	262円	286円	391円					
								ートル		203円	247円	262円	286円	391円					
								75ミリメー	19,800円										
								ートル											
								100ミリメ ートル	34,600円										
								125ミリメ ートル	55,290円										

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行					改正案				
用			まで	ルまで	トルまで	トル	トル		
工場・事業所用	10立方メートル	2,730円	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	8立方メートル	77,670円		
	10立方メートル		11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	150ミリメートル			
	10立方メートル		11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	100ミリメートル			
浴場営業用	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	8立方メートル	1,480円	9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートル以上
	8立方メートル		9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	100ミリメートル			
	8立方メートル		9立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	100ミリメートル			
臨時工事用	10立方メートル	3,660円	11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	10立方メートル	4,790円	11立方メートル以上	461円
	10立方メートル		11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	100ミリメートル			
	10立方メートル		11立方メートルから20立方メートルまで	21立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから1,000立方メートル以上	100ミリメートル			
(2) メーター使用料									
口径		1個1月につき							
13ミリメートル		130円							

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案																
<table border="1"> <tr><td>20 "</td><td>140円</td></tr> <tr><td>25 "</td><td>170円</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>840円</td></tr> <tr><td>75 "</td><td>1,230円</td></tr> <tr><td>100 "</td><td>1,710円</td></tr> <tr><td>125 "</td><td>3,650円</td></tr> <tr><td>150 "</td><td>3,700円</td></tr> </table>	20 "	140円	25 "	170円	40 "	260円	50 "	840円	75 "	1,230円	100 "	1,710円	125 "	3,650円	150 "	3,700円	
20 "	140円																
25 "	170円																
40 "	260円																
50 "	840円																
75 "	1,230円																
100 "	1,710円																
125 "	3,650円																
150 "	3,700円																
(水道使用料の算定)	(料金 の算定)																
第26条 水道使用料は、定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日を変更することができる。	第26条 料金は、定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日を変更することができる。																
2 (略)	2 (略)																
第27条 (略)	第27条 (略)																
(一の専用給水装置により2世帯以上の使用者がある場合の水量の認定及び水道使用料の算定)	(一の専用給水装置により2世帯以上の使用者がある場合の水量の認定及び料金 の算定)																
第28条 (略)	第28条 (略)																
2 前項の場合における水道使用料の算定については、各世帯ごとに第25条第1号の区分を適用するものとする。	(削る。)																
第29条 (略)	第29条 (略)																

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
(特別な場合における料金の算定) 第30条 (略) 2 月の中途において、<u>その用途</u>に変更があつた場合は、 その使用日数の多い<u>料率</u>を適用する。 第31条～第34条 (略) (手数料) 第35条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。 (1)～(9) (略) (10) 督促手数料 1件につき<u>70円</u> 第36条～第47条 (略)	(特別な場合における料金の算定) 第30条 (略) 2 月の中途において、<u>メーターの口径又は用途</u>に変更があつた場合は、 その使用日数の多い<u>料金</u>を適用する。 第31条～第34条 (略) (手数料) 第35条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。 (1)～(9) (略) (10) 督促手数料 1件につき<u>100円</u> 第36条～第47条 (略)

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条 (略) (乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件) 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等) 第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略) 第12条・第13条 (略) (虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条・第16条 (略) (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第17条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない	第1条～第9条 (略) (乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件) 第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等) 第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略) 第12条・第13条 (略) (虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条・第16条 (略) (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第17条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
ない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了</u> に関する事項及び 利用に当たつての留意事項 (8)～(11) (略) 第18条 (略) (秘密保持等) 第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) 第20条 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第21条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成1 8年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定 する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業	ない。 (1)～(5) (略) (6) _____ 利用定員 (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了</u>に関する事項<u>その他の</u> 利用に当たつての留意事項 (8)～(11) (略) 第18条 (略) (秘密保持等) 第19条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) 第20条 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第21条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成1 8年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定 する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に 満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第22条～第26条 (略) (準用) 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。 (電磁的記録) 第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員 は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができている情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係	所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第22条～第26条 (略) (準用) 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 (電磁的記録) 第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員 は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができている情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第7条 (略) (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>70円</u>とする。ただし、市長が特に認めた場合は、これを免除することができる。 第9条～第18条 (略) 附 則 第1条～第13条 (略) (新設)	第1条～第7条 (略) (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>100円</u>とする。ただし、市長が特に認めた場合は、これを免除することができる。 第9条～第18条 (略) 附 則 第1条～第13条 (略) (令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例) 第14条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が51,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「<u>合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)</u>とする。 2 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)</u>の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法</u>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」 とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第2項の規定によつて計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第2項の規定によつて計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。 (令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例) 第15条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。 (1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)</u>であつて、<u>令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</u> (2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u> ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u> イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u> ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から</u>

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合 (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合 イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合 ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

宇治市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 (略) (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>70円</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを免除することができる。 第6条～第10条 (略)	第1条～第4条 (略) (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>100円</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを免除することができる。 第6条～第10条 (略)

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第11条（略） （保険料の賦課額） 第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。 (基礎賦課総額) 第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」とい	第1条～第11条（略） （保険料の賦課額） 第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。) (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。) (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。) (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。) (基礎賦課総額) 第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」とい

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
う。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に 充てる部分を除く。)の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担	う。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金 の納付に要する費用に充ててる部分に 限る。)を除く。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定によ り交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後 期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金 以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定に より貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に係るものを除く。)の額 ウ・エ (略) (新設) 第13条～第15条 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第16条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 100分の10.18	する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並び に子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充ててる部分に 限る。)を除く。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定によ り交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後 期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ど も・子育て支援納付金の納付に要する費用に充ててる部分に限る。 以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定に より貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に係るものを除く。)の額 ウ・エ (略) (3) 当該年度における第28条第1項の規定による基礎賦課額の減免の 額の総額 第13条～第15条 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第16条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 100分の9.87

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(2) 被保険者均等割 <u>37,400円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>23,500円</u> イ 特定同一世帯所屬者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。以下「特定世帯」という。) <u>11,750円</u> ウ 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。以下「特定継続世帯」という。) <u>17,625円</u> 2 (略) 第16条の2から第16条の4まで (略) (基礎賦課限度額) 第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、<u>660,000円</u>を超えることができない。	(2) 被保険者均等割 <u>36,600円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>22,700円</u> イ 特定同一世帯所屬者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。以下「特定世帯」という。) <u>11,350円</u> ウ 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。以下「特定継続世帯」という。) <u>17,025円</u> 2 (略) 第16条の2から第16条の4まで (略) (基礎賦課限度額) 第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、<u>670,000円</u>を超えることができない。

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(後期高齢者支援金等賦課総額) 第16条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1)・(2) (略) (新設) (後期高齢者支援金等賦課額) 第16条の5の3・第16条の5の4 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の3.07</u> (2) 被保険者均等割 <u>11.100円</u>	(後期高齢者支援金等賦課総額) 第16条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第23条、第23条の3及び第23条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額</u> (後期高齢者支援金等賦課額) 第16条の5の3・第16条の5の4 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の3.10</u> (2) 被保険者均等割 <u>11.300円</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯 以外の世帯 6,900円 イ 特定世帯 3,450円 ウ 特定継続世帯 5,175円 2 (略) 第16条の5の6～第16条の5の9 (略) (介護納付金賦課総額) 第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 _____ _____ _____ _____ (1)・(2) (略) (新設)	(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額 ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 7,000円 イ 特定世帯 3,500円 ウ 特定継続世帯 5,250円 2 (略) 第16条の5の6～第16条の5の9 (略) (介護納付金賦課総額) 第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該年度における第28条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第16条の7・第16条の8 (略) (介護納付金賦課額の保険料率) 第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.74</u> (2) 被保険者均等割 <u>11,600円</u> (3) 世帯別平等割 <u>5,700円</u> 2 (略) 第16条の10 (略) (新設)	第16条の7・第16条の8 (略) (介護納付金賦課額の保険料率) 第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.92</u> (2) 被保険者均等割 <u>12,200円</u> (3) 世帯別平等割 <u>6,000円</u> 2 (略) 第16条の10 (略) (子ども・子育て支援納付金賦課総額) 第16条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第23条及び第23条の3から第23条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u> ア <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</u> イ <u>第23条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u> (2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u> ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u> イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u> (3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	(子ども・子育て支援納付金賦課額) 第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯に当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。 2 第13条第2項の規定は、前項の場合について準用する。 (子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定) 第16条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。 (子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率) 第16条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。 (1) 所得割 100分の0.31 (2) 被保険者均等割 1,100円 (3) 18歳以上被保険者均等割 80円 (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(新設) 第17条・第18条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合) 第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3の額の(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額	ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 700円 イ 特定世帯 350円 ウ 特定継続世帯 525円 2 第16条第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の決定について準用する。 (子ども・子育て支援納付金賦課限度額) 第16条の15 第16条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。 第17条・第18条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合) 第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の5の3若しくは第16条の12の額の(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所屬者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
を除く。)若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>第23条の3第1項(同条第2項</u> <u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項</u> <u>において同じ。)</u>に定める第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項</u> <u>の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定め <u>る額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替</u> <u>えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額の算定 <u>は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は</u> <u>被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号ま</u> <u>での規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合</u> <u>においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日</u> <u>とする。)</u>又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつ <u>た若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保</u> <u>険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。</u> 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3の額若しくは第16条の7 <u>の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の3第1項に定め</u>	を除く。)若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) <u>に定める額、第23条の4第1項各号(同条第2項から第4項までの規</u> <u>定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定め <u>る額、同条第5項各号(同条第6項から第8項まで</u> <u>の規定により読み替</u> <u>えて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に定める額若しくは第2 <u>3条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は</u> <u>被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号ま</u> <u>での規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合</u> <u>においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日</u> <u>とする。)</u>又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつ <u>た若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保</u> <u>険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。</u> 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条の5の3の額、第16条の7の額若しくは第16 <u>条の12の額又は第23条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
る第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号 に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。 第20～第22条 (略) (低所得者の保険料の減額) 第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所屬者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則	定める額、第23条の3第1項に定める額、同条第4項に定める額 項各号に定める額、同条第5項各号に定める額若しくは第23条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。 第20～第22条 (略) (低所得者の保険料の減額) 第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所屬者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に	第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者 ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>26,180円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯 以外の世帯 <u>16,450円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,225円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>12,337円</u>	同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第4項において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者 ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>25,620円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>15,890円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,945円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,917円</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>305,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>18,700円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) <u>(イ)又は(ウ)に掲げる世帯</u>以外の世帯 <u>11,750円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,875円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,812円</u> (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>560,000円</u>	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>310,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>18,300円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>11,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,675円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,512円</u> (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>570,000円</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>7,480円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯 以外の世帯 <u>4,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,350円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,525円</u> 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項」と、「<u>26,180円</u>」とあるのは「<u>7,770円</u>」と、「<u>16,450円</u>」とあるのは「<u>4,830円</u>」と、「<u>8,225円</u>」とあるのは「<u>2,415円</u>」と、「<u>12,337円</u>」とあるのは「<u>3,622円</u>」と、「<u>18,700円</u>」とあるのは「<u>5,550円</u>」と、「<u>11,750円</u>」とあるのは「<u>3,450円</u>」と、「<u>5,875円</u>」とあるのは「<u>1,725円</u>」と、「<u>8,812円</u>」とあるのは「<u>2,587円</u>」と、「<u>7,480円</u>」とあるのは「<u>2,220円</u>」と、「<u>4,700円</u>」とあるのは「<u>1,380円</u>」と、「<u>2,350円</u>」とあるのは「<u>690円</u>」と、「<u>3,525円</u>」とあるのは「<u>1,035円</u>」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場	を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>7,320円</u> イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>4,540円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,270円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,405円</u> 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項」と、「<u>25,620円</u>」とあるのは「<u>7,910円</u>」と、「<u>15,890円</u>」とあるのは「<u>4,900円</u>」と、「<u>7,945円</u>」とあるのは「<u>2,450円</u>」と、「<u>11,917円</u>」とあるのは「<u>3,675円</u>」と、「<u>18,300円</u>」とあるのは「<u>5,650円</u>」と、「<u>11,350円</u>」とあるのは「<u>3,500円</u>」と、「<u>5,675円</u>」とあるのは「<u>1,750円</u>」と、「<u>8,512円</u>」とあるのは「<u>2,625円</u>」と、「<u>7,320円</u>」とあるのは「<u>2,260円</u>」と、「<u>4,540円</u>」とあるのは「<u>1,400円</u>」と、「<u>2,270円</u>」とあるのは「<u>700円</u>」と、「<u>3,405円</u>」とあるのは「<u>1,050円</u>」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>26,180円</u>」とあるのは「<u>8,120円</u>」と、「<u>16,450円</u>」とあるのは「<u>3,990円</u>」と、「<u>18,700円</u>」とあるのは「<u>5,800円</u>」と、「<u>11,750円</u>」とあるのは「<u>2,850円</u>」と、「<u>7,480円</u>」とあるのは「<u>2,320円</u>」と、「<u>4,700円</u>」とあるのは「<u>1,140円</u>」と読み替えるものとする。 (新設)	合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>25,620円</u>」とあるのは「<u>8,540円</u>」と、「<u>15,890円</u>」とあるのは「<u>4,200円</u>」と、「<u>18,300円</u>」とあるのは「<u>6,100円</u>」と、「<u>11,350円</u>」とあるのは「<u>3,000円</u>」と、「<u>7,320円</u>」とあるのは「<u>2,440円</u>」と、「<u>4,540円</u>」とあるのは「<u>1,200円</u>」と読み替えるものとする。 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>770円</u> イ <u>18歳以上被保険者均等割</u> 被保険者1人につき <u>56円</u> ウ 世帯別平等割 <u>1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</u> (ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>490円</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
	(イ) 特定世帯 <u>245円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>367円</u> (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に31,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</u> ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>550円</u> イ <u>18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 40円</u> ウ 世帯別平等割 <u>1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</u> (ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 <u>350円</u> (イ) 特定世帯 <u>175円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>262円</u> (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以</u>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(特例対象被保険者等の特例) 第23条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項第1号 の規定の適用 については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得	上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に570,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 220円 イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 16円 ウ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額 (ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 140円 (イ) 特定世帯 70円 (ウ) 特定継続世帯 105円 (特例対象被保険者等の特例) 第23条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第16条の5の4、第16条の8及び第16条の13並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同条第4項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついでには、同法)とあるのは「ついでには、地方税法)とする。 (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。))。 2 (略) (新設)	については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついでには、同法)とあるのは「ついでには、地方税法)とする。 (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。))。 2 (略) 3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項第2号」とあるのは「第16条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<u>3・4</u> (略) (新設) (出産被保険者の保険料の減額) 第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。) (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)	<u>4・5</u> (略) 6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項第2号」とあるのは「第16条の14第1項第2号」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第5項に掲げる場合を除く。) (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額)

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(2) (略) 2・3 (略) (新設) 4 (略) 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の5の3」と読み替えるものとする。	(2) (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と読み替えるものとする。 5 (略) 6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。
6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。	7 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。 (18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額) 第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第23条第4項、第23条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
(新設)	

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第24条 (略) (保険料の督促手数料) 第25条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>70円</u>とする。ただし、市長が特に認めた場合は、これを免除することができる。 第26条～第32条 (略)	第24条 (略) (保険料の督促手数料) 第25条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>100円</u>とする。ただし、市長が特に認めた場合は、これを免除することができる。 第26条～第32条 (略)

宇治市立学校施設使用条例新旧対照表

現行	改正案
別表(第6条関係) (略) 備考 1 (略) 2 地域開放型教室 を使用する場合において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該装置の使用時間については、前項の規定を準用する。 3 (略)	別表(第6条関係) (略) 備考 1 (略) 2 体育館及び地域開放型教室を使用する場合において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該装置の使用時間については、前項の規定を準用する。 3 (略)